

農地転用(農地法第4・5条申請)

申請に必要な書類(様式)

○申請時に必ず必要 △申請内容により必要(申請内容によっては、これ以外の添付書類を求める場合がある。)

申請書・添付書類等の名称	提出要否	提出部数	備考
農地法第4又は5条許可申請書	○	2部	4条・自己所有の農地を転用する場合。5条・自己所有以外の農地を転用する場合
位置図(市販の地図等に申請地の位置及び方位を示す)	○	2部	縮尺1万分の1～5万分の1程度の図面
付近状況図	○	2部	縮尺2千分の1～5千分の1程度の図面(方位を記載すること)
地籍図(字図)(隣接地番に地目、所有者名を記入)	○	1部(+写し1部)	法務局(佐世保市)で取得。
配置図(敷地利用計画図・建物平面・排水計画)	○	2部	雨水等の排水経路等を記載すること。
平面図・立面図	○	2部	
写真(申請地及び周辺の状況が確認できるもの)	○	2部	申請地がわかるように線で表示すること。
登記事項証明書(全部事項証明書)	○	1部(+写し1部)	法務局(佐世保市)で取得。
被害防除計画	○	2部	
断面図	△	2部	切土、盛土がある場合に、周囲10m以内の隣接地を含め記載
資材置場・駐車場・植林転用等の事業計画書	△	2部	50㎡以上の場合に添付
事業計画書(一般事業者用)	△	2部	農地以外の土地を併用する場合は事業全体の計画書とすること。
同意書	△	2部	農地以外の土地を一体的に利用する場合、その土地に係る同意又は貸借契約の写し
資金証明書	△	1部(+写し1部)	金融機関の証明等(ただし、個人800万円、法人1,300万円未満の場合に預金通帳の写しで可)
委任状	△	2部	申請に関して委任を受けたとき。
住民票又は戸籍附票	△	1部(+写し1部)	登記事項証明書(又は登記簿謄本)と現住所が相違する場合
代替地検討報告書	△	2部	申請農地が第1種・第2種・甲種農地の場合(第3種農地の場合必要無し)
法定外公共物払下申請書の写し	△	2部	里道、水路など払い下げを行う場合
(団体又は法人の場合、上記に加え次の書類が必要。)			
総会の議事録	△	2部	法人格のない団体の代表者が申請する場合
法人の登記事項証明書	△	2部	
定款の写(原本証明が必要)	△	2部	
転用物件取得を決定した際の役員会等の会議録の写(原本証明必要)	△	2部	

※申請締切は毎月14日(14日が土日祝日の場合は前日)となっております。〔直前の休日でない日となります〕

(注意事項)

転用許可前に工事には絶対に着工しないこと。

転用面積が1,000㎡を超える場合は町開発行為指導指導要綱に基づく申請が必要(建設課担当)